

2019年4月1日制定
2020年9月16日改訂

スチュワードシップ責任を果たすための方針

公認会計士企業年金基金

1. 基本方針

当基金は、「資産保有者としての機関投資家」の立場として「責任ある投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れを表明します。

当基金は「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関に対し、責任ある機関投資家として投資と対話を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、当基金の受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

2. 各原則への対応

<原則1>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、委託先の運用受託機関に対して、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを求めます。また同コードに則り、運用戦略に応じたサステナビリティを考慮した、投資先企業の企業価値向上や中長期的な投資リターンの拡大を図る活動を行うことを求めます。

<原則2>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針の策定と公表を求めます。

<原則3>

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

<原則4>

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

<原則5>

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表に係る明確な方針を策定するとともに、これに基づく行使結果を公表するよう求めます。また、その方針は投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。

<原則6>

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針及びその方針の実施状況について定期的な報告を求めます。また、その結果を、少なくとも年一回、当基金の加入者及び受給権者へ報告します。

<原則7>

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく対話とスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力や体制を整えることを求めるとともに、運用受託機関から当基金宛てに報告されるスチュワードシップ活動を評価する実力を備えるように努めます。

<原則 8>

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に対して、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めることを求めます。